

# 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要について

## 1 計画修正の趣旨

原子力防災訓練の実施結果を反映するなど、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行う。

## 2 主な修正の概要

### （1）原子力防災訓練結果の反映

- 地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保を優先して対応することを規定。（第3章第5節）

- ・ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。
- ・ 地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、住民の生命の安全確保を優先して対応するものとする。

- 原子力災害の際にも、必要に応じて、道の災害対策本部に指揮室を設置することを規定。（第3章第2節）

### （2）住民の防護措置の明確化

住民の防護措置について、よりわかりやすくなるよう、緊急事態の区分等に応じて規定を明確化。（第3章第5節）

### （3）民間事業者の防護対策の追加

住民輸送業務や物資輸送業務など、応急対策活動に従事する民間事業者の安全確保を図るため、防護対策に関する対応を規定。（第3章第5節）

- ・ 道は、住民輸送業務、物資輸送業務及び道路等の復旧・維持に関する業務など応急対策活動に従事する民間事業者が適切な被ばく管理を行うため、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

### （4）熊本地震の教訓の反映

地震等の影響により屋内退避が困難となった場合の対応を明確化。（第3章第5節）

- ・ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。
- ・ 知事は、関係町村長から要請があった場合には、隣接する市町村と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定するものとする。